

新型コロナウイルス感染症が ご心配の方に

川口市でも新型コロナウイルス感染症の陽性者が増える中、1月8日、緊急事態宣言が出されました。川口市でもたたら荘など一部の施設の閉鎖や、利用の自粛のお願いがされています。

医療機関や福祉施設などへのPCR検査等の拡大や医療機関への支援、自粛要請と一体の補償など、引き続き日本共産党市議団も市民のくらしと命を守る施策の実施を求めてまいります。

**埼玉県では発熱などの症状がある場合の
受診できる医療機関を公表しています。**

発熱などの症状がある場合の受診方法

埼玉県のホームページで確認(埼玉県指定 診療・検査医療機関システム)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>

県指定 診療検査機関の連絡先、受付時間などを確認

ホームページが見られない方は

《埼玉県受診・相談センター》

☎048-762-8026・FAX048-816-5801

受付時間:午前9時～午後5時30分 月～土(祝日含む)

《県民サポートセンター》

☎0570-783-770・FAX048-830-4808

受付時間:24時間年中無休

新型コロナウイルスに関する相談電話

川口市新型コロナウイルス感染症相談電話 ☎048-423-6832

受付時間:午前8時30分～午後5時15分 ※日曜日を除く

知っ**得**情報

生活保護申請は 国民の権利です

生活保護は、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらしを支えられるように自立を助長することを目的とした制度です。収入が少なく生活に不安がある方は国民の権利として相談しましょう。

問 生活を支えるためにどのような援助がありますか

答 生活に困っているすべての人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自立できるように8つの扶助があります。

- 生活扶助…衣食など日常生活に必要な費用
- 住宅扶助…家賃や家屋の補修に必要な費用
- 教育扶助…義務教育に伴う必要な学用品、学校給食費などの費用
- 介護扶助…介護に必要な費用
- 医療扶助…病気やケガの治療に必要な費用
- 出産扶助…お産に必要な費用
- 生業扶助…仕事に必要な費用、入学準備金、授業料等高校就学に必要な費用
- 葬祭扶助…葬式のために必要な費用

問 どういう基準で保護費が出るのでしょうか

答 保護は原則として、世帯(くらしをともにしている家族)を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などをもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入とは働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

お問い合わせは

お近くの日本共産党市議会議員

または川口市生活福祉1課・2課

電話:048-258-5703(庶務係直通)

受付時間:8時30分～17時15分(土、日、祝日、休日、年末年始を除く)